

院外処方箋における疑義照会簡素化プロトコル

2022. 2

社会医療法人 大真会 大隈病院

1. 疑義照会簡素化の目的と原則

目的：薬物治療管理の一環として、調剤上の形式的な疑義照会を減らし、患者への薬学的ケアの充実、処方医・関係職員また保険薬局の負担軽減を図る。

原則：「疑義照会簡素化プロトコル」の運用は、当院及び保険薬局双方による「疑義照会簡素化プロトコル合意書」の締結をもって実施される。

以下の項目（項目3参照）については、薬剤師法第23条2項に規定する「変更調剤における医師の同意」がなされたとして、処方医への同意の確認を不要とする。保険薬局は、変更調剤の内容・価格等について、患者に十分な説明を行い、同意を得る。

麻薬・抗がん剤・覚せい剤原料は対象外とする。

2. 処方変更・調剤後の連絡

保険薬局は、病院に対し、事後報告を行う。

情報提供の書式は問わないが、病院ホームページ上の書式を参考に報告する。

F A X : 0 5 2 - 9 9 1 - 2 1 1 3 (代 表)

3. 疑義照会を不要とする項目

①成分名が同一の銘柄変更（ただし「変更不可」の場合を除く）

例1：グラクティブ錠 50mg ⇒ ジャヌビア錠 50mg

例2：アムロジピン OD 錠 5mg 「(銘柄)」 ⇒ ノルバスク OD 錠 5mg

- ◇ 先発品間の変更は可。
- ◇ 後発品から先発品への変更は可。
- ◇ 後発品間で薬価が高くなる銘柄への変更は可。
- ◇ 適応症が異なる場合、適応外使用にならないよう注意。

②剤形の変更（ただし「変更不可」の場合を除く）

例1：アムロジピン OD 錠 5mg 「(銘柄)」 ⇒ アムロジピン錠 5mg 「(銘柄)」

例 2 : ミヤ BM 錠 ⇒ ミヤ BM 細粒

例 3 : ロキソニンテープ 100mg ⇒ ロキソニンパップ 100mg

- ◇ 用法・用量が変わらない場合のみ可。
- ◇ 安定性、溶解性、体内動態等を考慮して変更すること。
- ◇ 外用薬は、パップ剤⇔テープ剤のみ、含有量・枚数が同一であれば変更可。
- ◇ 内服薬⇔外用薬（坐剤等）は変更不可。
- ◇ 適応症が異なる場合、適応外使用にならないよう注意。

③内服薬において別規格製剤がある場合の処方規格の変更

例 1 : 20mg 錠 1 回 2 錠 ⇒ 40mg 錠 1 回 1 錠

例 2 : 20mg 錠 1 回 0.5 錠 ⇒ 10mg 錠 1 回 1 錠

④半錠・粉砕・混合、あるいはその逆(規格追加を含む)

例 1 : イーケプラ錠 500mg 1 錠 ⇒ イーケプラ錠 500mg 0.5 錠 × 2 (嚥下困難あり)

例 2 : ワーファリン錠 1mg 2.5 錠 ⇒ ワーファリン錠 1mg 2 錠
ワーファリン錠 0.5mg 1 錠

- ◇ 安定性データ、体内動態等を考慮して変更すること。

⑤一包化調剤、あるいはその逆

- ◇ 「患者希望」「アドヒアランス不良で、治療上必要があると判断される」という理由にて一包化調剤可能とする。
- ◇ 薬理的・製剤的観点（吸湿性・遮光・硬度・冷所保存等）の理由で一包化から外すことを可能とする。
- ◇ 上記以外の理由は、疑義照会すること。
- ◇ 安定性データを考慮して変更すること。

⑥貼布剤・軟膏類の包装・規格変更

例 1 : アドフィードパップ 40mg 7 枚入 6 袋 ⇒ 6 枚入 7 袋

例 2 : ヒルドイドクリーム 0.3% 25g/本 2 本 ⇒ 50g/本 1 本

- ◇ 貼布剤において、処方量を超えない最大の用量になるように変更可。

⑦残薬調整による処方日数の適正化

例 1 : 酸化マグネシウム錠 500mg 30 日分 ⇒ 25 日分 (残薬が 5 日分あるため)

- ◇ 残薬の確認を十分に行った上で実施すること。
- ◇ 1 日分以上の投与日数とすること。(処方薬の削除は不可。)

⑧配合剤を単剤の組み合わせへ変更、あるいはその逆

例1：ミカムロ配合錠 AP 1錠 ⇒ テルミサルタン錠 40mg 1錠
アムロジピン錠 5mg 1錠

⑨週1回、月1回製剤、「1日おき」「曜日指定」の処方日数の適正化

例1：リウマトレックスカプセル 2mg 2Cap 1日2回朝夕食後 14日分 ⇒ 2日分
(他剤14日分処方)

例2：リセドロン酸 Na 錠 75mg 月1回起床時 30日分 ⇒ 1日分
(他剤30日分処方)

例3：アジルバ錠 20mg 1錠 1日1回朝食後 隔日投与 28日分 ⇒ 14日分
(他剤28日分処方)

例4：アゾセミド錠 30mg 1日1回朝食後 月・水・金服用 28日分 ⇒ 12日分
(他剤28日分処方)

◇ 処方日数間違いが明確な場合のみ変更可。(明確でない場合は、疑義照会する。)

⑩外用剤の用法が口答指示されている場合の用法の追記

◇ 患者に聴取し、その内容に齟齬がないと判断できる場合は、情報に基づいて調剤して構わない。

◇ 患者の理解が明確でない、不明点がある等の場合は、疑義照会すること。

⑪ビスホスホネート系薬剤（内服薬）の用法が「起床時」以外の場合、「起床時」への変更

⑬食後・食前の処方、添付文書上、食直後・食直前の記載となっている用法の変更

例1：ボグリボース OD 錠 0.3mg 3錠 1日3回毎食前 ⇒ 毎食直前

⑭食後の処方、添付文書上、食前の記載となっている用法の変更

例1：ドンペリドン錠 10mg 3錠 1日3回毎食後 ⇒ 毎食前

例2：大建中湯エキス顆粒 3包 1日3回毎食後 ⇒ 毎食前

◇ アドヒアランスを考慮して実施すること。

⑮経腸栄養剤のフレーバーの変更・追加

例1：エンシュア・H（バナナ味） 24缶 ⇒ バナナ味 12缶
コーヒー味 12缶